

資料4 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に活用できる支援策

- スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進するにあたり、各フェーズにおいて活用できる支援策を紹介します。

※令和5年2月末時点の情報のため、必要に応じて、最新情報の確認をお願いします。

構想・計画	設計・建設	管理・運営	改修
公共施設等適正管理推進事業債(総務省)			公共施設等適正管理推進事業債(総務省)
デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)(内閣府)			
デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)(内閣府)			
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)(内閣府)			
	社会資本整備総合交付金(都市公園事業)(国土交通省)		
	都市構造再編集集中支援事業(国土交通省)		
	スポーツ振興くじ助成金(日本スポーツ振興センター)		
	体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)(スポーツ庁)		
		人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金事業(公益財団法人地域社会振興財団)	
			バリアフリー環境整備促進事業(国土交通省)

:民間企業も対象。その他は、地方公共団体のみ対象

事業名	公共施設等適正管理推進事業債
<p>概要</p>	<p>充当率：90%</p> <p>交付税措置率：集約化・複合化事業 50%</p> <p style="padding-left: 40px;">ユニバーサルデザイン化事業 財政力に応じて30～50%</p> <p>①概要</p> <p>公共施設等の軽減・平準化及び最適な配置のため、公共施設等のトータルコストの軽減を図る取組みに使用できる地方債。公共施設等の集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、といった事業に活用できる。</p> <p>②対象</p> <p>○集約化・複合化事業</p> <p>①建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の施設の機能を移転・複合化、1施設に集約した上で、延床面積の減少を伴う事業。 <p>②非建築物(グラウンド等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の施設の機能を移転・複合化して1つの施設に集約することにより、維持管理経費等が減少すると認められる事業 <p>○ユニバーサルデザイン化事業</p> <p>以下の①または②に該当する事業</p> <p>① バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業 ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業 <p>(事業例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等</p> <p>② 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業</p> <p>(事業例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、洋式トイレの整備 等</p> <p>③補助要件</p> <p>○集約化・複合化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。 ・国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。 ・複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。 ・公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。 ・集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。 <p>○ユニバーサルデザイン化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。 ・① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。
<p>問合せ先</p>	<p>総務省 自治財政局地方債課 TEL 03-5253-5628</p>
<p>リンク</p>	<p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000609778.pdf</p>

事業名	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)
概要	<p>補助率:1/2</p> <p>①概要 地方版総合戦略に位置付けられた、デジタルの活用などによる、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備事業を支援(PFIの活用も可能)。</p> <p>②対象 地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生の推進に資する施設等の整備(スポーツ施設を含む。ただし、他の国庫補助金等の対象となる施設、法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設等は対象外。)</p> <p>③補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的、主体的で先導的な事業。 ・先導的な事業として、自律性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を充足していること。なお、PFI法に基づき実施される事業を行うものである場合には、官民協働において高い評価とする(令和4年度以前開始の事業を除く)。 ・地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画の認定が必要。 ・各年度の交付金の交付に際し、実施計画の提出が必要。 <p>※複数年度の施設整備に対応するための当初予算に限り、補助対象として「計画・構想」が含まれ得る。</p>
問合せ先	内閣府 地方創生事業事務局 03-3581-4203
リンク	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

事業名	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)
概要	<p>補助率:1/2</p> <p>①概要 地方版総合戦略に位置付けられた、デジタルの活用などによる、地方公共団体の自主的・主体的で先導的なソフト事業(ソフト事業との併用が前提の下で施設整備も可能。PFIの活用も可能。)</p> <p>②対象 地方版総合戦略に位置付けられた事業(スポーツ施設を含む。ただし、他の国庫補助金等の対象となる施設、法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設等は対象外。)</p> <p>③補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的、主体的で先導的な事業。 ・先導的な事業として、自律性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を充足していること。なお、PFI法に基づき実施される事業を行うものである場合には、官民協働において高い評価とする(令和4年度以前開始の事業を除く)。 ・地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画の認定が必要。 ・各年度の交付金の交付に際し、実施計画の提出が必要。 <p>※補助対象のうち「運営・維持管理」については、交付対象期間(最長5年間)に限り可能</p>
問合せ先	内閣府 地方創生事業事務局 03-3581-4203
リンク	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

事業名	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)
概要	<p>①概要</p> <p>地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について、法人関係税を税額控除(最大約9割の税の軽減効果)。</p> <p>②対象</p> <p>地方版総合戦略に位置付けられた事業(スポーツ施設を含む。)</p> <p>※企業版ふるさと納税を活用するにあたっては、地方版総合戦略に位置付けられた事業であり、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要。</p>
問合せ先	内閣府地方創生推進事務局 03-6257-1421
リンク	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

事業名	社会資本整備総合交付金(都市公園事業)
概要	<p>補助率:施設 1/2、用地 1/3</p> <p>①概要</p> <p>地方公共団体が行う都市公園の整備を支援</p> <p>②対象</p> <p>都市公園の整備(公園施設としてスポーツ施設や遠路、広場等の整備が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設が都市公園法施行令に挙げられている。 ・ピクニック場やキャンプ場が休養施設として、野外ダンス場が遊戯施設として挙げられており、一般に、都市公園におけるこれらの施設が本交付金の補助制度の対象となる(ただし、ゴルフ場は補助対象外施設)。 <p>③補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本総合整備計画に基づき実施すること ・面積要件:原則2ha 以上 ・総事業要件:市町村事業は 2.5 億円以上、都道府県事業は5億円以上 等
問合せ先	国土交通省都市局 03-5253-8419
リンク	https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000007.html

<p>事業名</p>	<p>スポーツ振興くじ助成金</p>												
<p>概要</p>	<p>補助率: 2/3</p> <p>①概要 スポーツ振興くじの売上から得られる収益により、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり等、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興に資する活動に対して助成を実施。この中で、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等については、実際に競技を実施するスペースの整備を主たる目的とする事業の一部を助成。</p> <p>②対象 原則として、整備しようとする対象施設(スポーツ施設)の所有者である地方公共団体</p> <p>③補助要件</p> <p>○<u>スポーツ競技施設等の整備</u> 地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改設を含む。)、改修又は改造を行う事業(助成金上限額: 2 千万円)</p> <p>○<u>スポーツ競技施設の大規模改修</u> 地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業(助成金上限額: 1 億円)</p> <p>○<u>地方公共団体スポーツ活動助成</u> 地域のスポーツ活動の活性化を図ることを目的として、地域住民等のスポーツへの参加とその継続を促進するために地方公共団体が行う事業。(助成金上限額: アからエまでの事業(都道府県・指定都市 12,000 千円/指定都市以外の市町村 8,000 千円)、オの事業(6,000 千円))</p> <table border="1" data-bbox="416 1422 1426 1989"> <tr> <td data-bbox="416 1422 703 1547"> <p>ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催</p> </td> <td data-bbox="703 1422 1426 1547"> <p>地域住民のスポーツへの参加を促進するとともに、幼少者から高齢者までの各層のスポーツニーズに応じたスポーツ教室及びスポーツ大会等を開催する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 750 千円以上のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1547 703 1673"> <p>イ スポーツ指導者の養成・活用</p> </td> <td data-bbox="703 1547 1426 1673"> <p>多様化する地域住民のスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1673 703 1771"> <p>ウ スポーツ情報の提供</p> </td> <td data-bbox="703 1673 1426 1771"> <p>広報誌等の発行及びウェブサイトコンテンツの作成など、スポーツに関する情報を収集し、地域住民に提供する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1771 703 1897"> <p>エ ホストタウン国際交流</p> </td> <td data-bbox="703 1771 1426 1897"> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンにおいて、ホストタウン相手国と地域住民によるスポーツ国際交流を行う事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1897 703 1989"> <p>オ 大型スポーツ用品の設置</p> </td> <td data-bbox="703 1897 1426 1989"> <p>1個、1 組又は 1 セットの希望小売価格(オープンプライスの場合)にあっては、見積単価)が100万円以上のスポーツ用品を地域の公共スポーツ施設に設置する事業。</p> </td> </tr> </table>			<p>ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催</p>	<p>地域住民のスポーツへの参加を促進するとともに、幼少者から高齢者までの各層のスポーツニーズに応じたスポーツ教室及びスポーツ大会等を開催する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 750 千円以上のもの</p>	<p>イ スポーツ指導者の養成・活用</p>	<p>多様化する地域住民のスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>	<p>ウ スポーツ情報の提供</p>	<p>広報誌等の発行及びウェブサイトコンテンツの作成など、スポーツに関する情報を収集し、地域住民に提供する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>	<p>エ ホストタウン国際交流</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンにおいて、ホストタウン相手国と地域住民によるスポーツ国際交流を行う事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>	<p>オ 大型スポーツ用品の設置</p>	<p>1個、1 組又は 1 セットの希望小売価格(オープンプライスの場合)にあっては、見積単価)が100万円以上のスポーツ用品を地域の公共スポーツ施設に設置する事業。</p>
<p>ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催</p>	<p>地域住民のスポーツへの参加を促進するとともに、幼少者から高齢者までの各層のスポーツニーズに応じたスポーツ教室及びスポーツ大会等を開催する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 750 千円以上のもの</p>												
<p>イ スポーツ指導者の養成・活用</p>	<p>多様化する地域住民のスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>												
<p>ウ スポーツ情報の提供</p>	<p>広報誌等の発行及びウェブサイトコンテンツの作成など、スポーツに関する情報を収集し、地域住民に提供する事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>												
<p>エ ホストタウン国際交流</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンにおいて、ホストタウン相手国と地域住民によるスポーツ国際交流を行う事業で、1 件当たりの助成対象経費の合計額が 400 千円以上のもの。</p>												
<p>オ 大型スポーツ用品の設置</p>	<p>1個、1 組又は 1 セットの希望小売価格(オープンプライスの場合)にあっては、見積単価)が100万円以上のスポーツ用品を地域の公共スポーツ施設に設置する事業。</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>日本スポーツ振興センター 03-6804-3120</p>												
<p>リンク</p>	<p>https://www.jpnsport.go.jp/sinko/</p>												

		構想・計画	設計・建設	管理・運営	改修等
事業名	都市構造再編集中支援事業				
概要	補助率:50%または45% ①概要 立地適正化の目標に適合し、都市再生整備計画に基づく、地方公共団体等が行う公共公益施設の整備等に対して支援 ②対象 スポーツ施設(公園施設に限る) ③補助要件 ・スポーツ施設については、社会資本整備総合交付金(都市公園事業)と同様				
問合せ先	国土交通省 都市局 03-5253-8413				
リンク	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf				

		構想・計画	設計・建設	管理・運営	改修等
事業名	体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)				
概要	補助率:原則 1/3 ①概要 子どものスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場としての学校体育施設や地域住民向けのスポーツ施設の環境整備を支援。 ②対象 地方公共団体(スポーツ施設) ③補助要件 以下の事業を対象に支援 ○地域スポーツ施設 ・スイミングセンター新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改造事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 ・社会体育施設の質的整備事業 ・太陽光発電等導入事業 ○学校体育諸施設 ・水泳プール新改築事業 ・水泳プール上屋新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 ・中学校武道場新改築事業				
問合せ先	スポーツ庁参事官(地域振興担当)付施設整備係 03-5253-4111(内線 3934)				
リンク	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm				

事業名	人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金事業
概要	<p>補助率:年度ごとに決定</p> <p>※令和5年度事業分については令和4年度中に採択終了しており、令和6年度事業分の詳細については、令和5年10～11月ごろに決まる予定。その際に交付金額等も含めた詳細が決定される。</p> <p>①概要</p> <p>各都道府県及び市区町村が、高齢社会対策大綱のほか、少子化社会対策大綱や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの実現に資するために行う「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業(旧長寿社会づくりソフト事業)」に対し、交付金を交付。</p> <p>②対象</p> <p>都道府県および市区町村</p> <p>③補助要件</p> <p>スポーツ教室開催などソフト面での事業。名称の通り、高齢者向けや少子化対策に資する取組みに加え、障害者も含めた市民の健康づくりに資する事業などを対象に支援。(予約システムの整備などハードの整備事業は対象外)</p>
問合せ先	公益財団法人地域社会振興財団 事務局総務課 0285-44-3840
リンク	https://www.zcssz.or.jp/business/subsidy/specific.html

<p>事業名</p>	<p>バリアフリー環境整備促進事業</p>
<p>概要</p>	<p>交付率 直接1/3 間接1/3</p> <p>①概要 バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。</p> <p>②対象 地方公共団体、民間事業者、協議会等 ・対象地域は①三大都市圏の既成市街地等 ②人口5万人以上の市 ③厚生労働省事業等の実施都市、④都市機能誘導区域の駅周辺、⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 ・対象施設は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(規模要件なし)とバリアフリー条例による規制の対象となる建築物</p> <p>③補助要件 以下の事業が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本構想等の策定(バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。) ■移動システム等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等) ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備 (市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等)等 ■認定特定建築物整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。) ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等 ■既存建築物バリアフリー改修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー改修工事にかかる費用 (事業例)段差の解消、出入口や通路の幅の確保、車椅子利用者トイレの設置、オストメイト設備を有するトイレの設置、乳幼児用設備の設置、ローカウンターの設置、車椅子利用者用駐車施設の設置、駐車場から店舗までの屋根設置
<p>問合せ先</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課 03-5253-8111(内線39654)</p>
<p>リンク</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001421655.pdf</p>